

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第2回）

日 時 平成20年7月11日（金）

午後1時

場 所 生駒市役所401・402会議室

次 第

案 件

- 1 当部会の検討事項について
 - (1) 長の責務について
 - (2) 執行機関の責務について
 - (3) 職員の責務について
 - (4) 総合計画策定について
 - (5) 説明責任について
 - (6) 条例制定手続きについて

- 2 その他

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第2回）検討資料

各市町条例
(1)長の責務

【ニセコ町】

(町長の責務)

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

【宝塚市】

(市長の責務) 【第1項再掲地域コミュニティ部会】

第4条 市長は、市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

2 市長は、協働のまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

【生野町】

(町長の責務) 【再掲地域コミュニティ部会】

第9条 町長は、町民の信託に応えて、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務に邁進しなければならない。

【多摩市】

(市長の責務)

第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。

【伊賀市】

(市長の責務)

第43条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

【名張市】

(市長の役割と責務) 【再掲地域コミュニティ部会】

第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

【篠山市】

(市長の役割及び責務) 【再掲地域コミュニティ部会】

第15条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、市政運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

生駒市としての考え方
(例示及び基本構想案)

【基本構想】

●市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民や議会などへの説明責任や市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。

【条例案：例示】

(市長の責務)

市長は、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては市民及び議会への説明責任を果たすとともに、本条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【条例解説案：例示】

市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。

市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民、議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとした本条例の趣旨を踏まえてハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。

市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。

【地方自治法】

(長の統轄代表権)

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

(事務の管理及び執行権)

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

(職員の指揮監督)

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

<p>各市町条例 (2) 執行機関の責務</p>	<p>【ニセコ町】 (執行機関の責務) 【再掲地域コミュニティ部会】 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。</p> <p>【伊賀市】 (執行機関の責務) 第44条 市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【条例案：例示】 (執行機関の責務) 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>【条例解説案：例示】 地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則り、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。</p> <p>【地方自治法】 (執行機関の義務) 第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び政令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。</p> <p>【条例案：例示】 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>【条例解説案：例示】 「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。</p> <p>【地方自治法】 (委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等) 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育委員会 二 選挙管理委員会 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 <p>3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農業委員会 二 固定資産評価審査委員会

<p>各市町条例 (3)職員の責務</p>	<p>【ニセコ町】 (執行機関の責務) 【再掲地域コミュニティ部会】</p> <p>第27条 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p> <p>【宝塚市】 (職員の責務)</p> <p>第5条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行しなければならない。 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>【生野町】 (町職員の責務)</p> <p>第13条 町職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の一員であることを認識して町民との信頼関係づくりに努めなければならない。 第14条 町職員は、まちづくりに必要な能力開発と自己啓発に努めなければならない。</p> <p>【多摩市】 (市の組織体制)</p> <p>第16条 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。</p> <p>【伊賀市】 (職員の責務)</p> <p>第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。</p> <p>【名張市】 (職員の役割と責務)</p> <p>第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>【篠山市】 (職員の責務)</p> <p>第16条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。 2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>
---------------------------	--

生駒市としての考え方
(例示及び基本構想案)

【基本構想】

●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。

【条例案：例示】

(市の職員の責務)

市の職員は、自らも地域社会の一員であり、生活者である市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市の職員は、本条例の趣旨に則して職務を遂行するとともに、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【条例解説案：例示】

まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため、市の職員も市民の一員と位置づけ、率先して市民としての責務を果たすことを規定しています。

市の職員は、この条例の趣旨に則して職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。

市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。

各市町条例
(4) 総合計画策定

【ニセコ町】
(計画の策定等における原則)
第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

【宝塚市】
(総合計画等)
第14条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。
2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。
3 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。

【生野町】
(総合計画等の策定)
第15条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための計画、並びにまちづくりに関するその他の計画(以下、「総合計画等」という。)は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題に対応できるように不断の検討が加えられなければならない。
2 町は、前項の総合計画等の策定にあたっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければならない。

【伊賀市】
(計画策定における市民参加の原則)
第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。
2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。

【名張市】
(総合計画)
第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

生駒市としての考え方
(例示及び基本構想案)

【基本構想】
●総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。

【条例案：例示】
(総合計画等の策定)
市は、市民参画のもと、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を本条例の趣旨に則り策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。
2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。
3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

【条例解説案：例示】

総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、本条例の趣旨に則って、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。

都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定することとしています。

総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。

<p>各市町条例 (5) 説明責任</p>	<p>【ニセコ町】 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。</p> <p>【宝塚市】 (説明責任) 第7条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たっては、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすものとする。</p> <p>【生野町】 (説明責任) 第25条 町は、行政活動の内容や意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明するとともに、町民から要請を受けたときには、誠実に応答するように努めなければならない。</p> <p>【多摩市】 (説明・応答責任) 第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。 2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。</p> <p>【伊賀市】 (執行機関の責務) 【再掲】 第44条 市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>【名張市】 (説明責任) 第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>【篠山市】 (説明責任) 第6条 市は、市民に対し、市の計画、事業及び結果に関して、説明責任を果たすよう努めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。</p> <p>【条例案：例示】 (説明責任) 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>【条例解説案：例示】 市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。</p>

各市町条例
(6) 条例制定手続き

【ニセコ町】
(条例制定等の手続)
第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。
(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合
2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無（無のときはその理由を含む。）及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

【伊賀市】
(条例制定における市民参加の手続)
第18条 市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならない。
(1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
(2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合
(3) 前2号に準じた制定改廃の場合
2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。
3 市は前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表する。
4 提案者は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

生駒市としての考え方
(例示及び基本構想案)

【基本構想】
●市は、まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参画や意見を求めなければならないことを規定する。
●条例案提出に際しては、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参画の状況を明示すべきことを規定する。

【条例案：例示】
(条例制定等の手続)
市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。
(1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
(2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合
2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。

【条例解説案：例示】
まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。

	<p>まちづくりに関する重要な条例とは、(1)まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、(2)市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例、(3)その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。 条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を果たします。</p>
--	---